

令和 2 年度

第 1 回 定期 監査 報告 書

南相馬市監査委員

## 目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	1
6	監査の期間	2
7	監査の実施場所及び実施日	2
8	監査の結果	2

### 指摘事項

なし

### 指導事項

- |   |                                 |   |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 公有財産管理課                         | 2 |
|   | (1) 財産の管理事務の一部に関して不十分な点が認められたもの |   |

### 検討事項等

なし

## 南相馬市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和2年6月26日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

### 記

#### 1 監査の種類

定期監査（5月実施分）

#### 2 監査の対象

対象部局等	対象課等
総務部	公有財産管理課
建設部	土木課、都市計画課

#### 3 監査の範囲

平成31年4月から令和2年3月に実施した事務事業

#### 4 監査の着眼点

- (1) 事業の管理又は事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。
- (2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

#### 5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

## 6 監査の期間

令和2年5月11日～令和2年6月25日まで

## 7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和2年5月29日(金)	公有財産管理課	監査委員事務局
	土木課	
	都市計画課	

## 8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

### 指摘事項

なし

### 指導事項

#### 1. 公有財産管理課

##### (1) 財産の管理事務の一部に関して不十分な点が認められたもの

公有財産管理課は、「公有財産の有効活用の推進に関すること」の事務を分掌し、『公有財産管理事務提要』を作成し、適正な財産管理の事務処理に努めています。しかしながら、所管する「管理財産に関する調書」など資料の提出を求め、監査を実施した結果、財産の管理事務の一部に関し、次のような不十分な点を認めました。

普通財産の貸付を行っているもののうち、19件について調書に記載がなく、所管する土地を貸し付けることになっておらず、自らが所管する市有地に関する把握が不十分でした。また、全庁的な公有財産の有効活用の推進を図る立場であり、市有地の有効活用を図るうえで、常にそれぞれの所管部署の公有財産区分(行政財産と普通財産)及び利用形態を正しく把握することは不可欠ですので、貴課はもちろんのこと、庁内各課に対する適正な財産管理事務と有効活用の推進に努めてください。

## 検 討 事 項 等

なし

監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

指摘事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

指導事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの

検討事項等（意見）...特別に検討等を必要とするもの